

## 入院者訪問支援事業の経緯・目的

医療保護入院や措置入院など、本人の同意に基づかない入院により治療を行っている患者については、平成 25 年精神保健福祉法改正法の附帯決議(平成 25 年 5 月 30 日参議院厚生労働委員会)において、その意思決定及び意思表示について代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこととされており、これまでモデル事業や調査研究等を通じて、支援の在り方やその手法について検討されてきたところである。

他方で、家族等がない場合の市町村長同意による医療保護入院者については、医療機関外の者との面会がなく、本人の孤独感や自尊心低下が顕著となり、人権擁護の観点から望ましくない。

このため、都道府県等を中心として、市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する相談等に応じて、患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

## 入院者訪問支援事業（令和 6 年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



厚生労働省「入院者訪問支援事業について」より引用

[[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html)]